

○大泉町有料広告掲載要綱

平成 22 年 12 月 22 日

告示第 67 号

改正 平成 28 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用することにより、町の新たな財源を確保し、財政の健全な運営に資することにより、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告の掲載又は掲出が可能であるものをいう。

ア 町が作成する印刷物又は刊行物

イ 町のホームページ

ウ その他の資産で広告の掲載又は掲出が可能であるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告主 町と広告掲載に関する契約を締結し、広告掲載を行う者をいう。

(4) 広告掲載料 広告掲載を行うに当たり、広告主が町に支払う料金をいう。

(広告掲載の制限)

第 3 条 広告掲載を行うことができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業（次項において「風俗営業等」という。）に該当するもの

(3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業（次項において「貸金業」という。）に該当するもの

- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業（次項において「インターネット異性紹介事業」という。）に該当するもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと認められるもの

2 広告掲載を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 風俗営業等を営む者
- (3) 貸金業を営む者
- (4) インターネット異性紹介事業を営む者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの関係者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (8) 本町の町税等を滞納している者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う者として適当でないと認められるもの（広告掲載の基準）

第4条 前条に定めるもののほか、広告掲載を行うことができる広告に関する基準は、別に定める。

（広告掲載の位置、規格及び掲載料）

第5条 広告掲載の位置、規格及び広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告の募集）

第6条 広告掲載の募集は、町の広報紙及び町のホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、大泉町有料広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に必要書類を添えて、町長が指定する期日までに申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、大泉町有料広告掲載可否決定通知書（別記様式第2号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 町長は、同一の広告掲載位置に広告掲載希望者が複数あるときは、次の各号に掲げる順位に従い、優先して広告主を決定する。この場合においては、同順位の者の中で長期間掲載を希望するもの等を優先することができる。

(1) 町内に事業所等を有する企業又は自営業者等

(2) その他の企業又は自営業者等

4 前項の規定により、広告主を決定することができないときは、抽選により広告主を決定する。

(掲載料金の納入)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに町の発行する納入通知書により、広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(掲載料金の還付)

第10条 既に納入された広告の掲載料金は、還付しない。ただし、町の都合により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第11条 広告原稿は、広告主において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(審査機関)

第12条 広告掲載に関し必要な事項を審査するため、大泉町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	財務部長
副委員長	契約管財課長
委員	総務課長、企画課長、財政課長、広報情報課長、福祉課長、国保介護課長、住民課長、土木課長、環境課長及び庶務課長

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、財務部契約管財課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

年 月 日

大泉町有料広告掲載申込書

大泉町長 様

申込者 住所(所在地)
法人・団体名
代表者氏名
電話番号



大泉町有料広告掲載要綱第7条の規定により、必要書類を添えて次のとおり申し込みます。

掲載を希望する媒体			
掲載希望期間等			
業 種			
広 告 の 内 容			
リンク先URL (町ホームページに掲載の場合)			
担 当	担当者氏名		
	電話番号	F A X	
	Eメール		
そ の 他	申込みにあたっては、大泉町有料広告掲載要綱等の内容を遵守するとともに、大泉町が町税等納付状況調査を行うことに同意します。		

(添付書類)

- 1 企業等の概要がわかる書類
- 2 広告原稿を印刷したもの

別記様式第2号(第8条関係)

大発第 号
年 月 日

大泉町有料広告掲載可否決定通知書

様

大泉町長



年 月 日付で申込みのありました広告掲載につきましては、次のとおり決定しましたので、大泉町有料広告掲載要綱第8条第2項の規定により通知いたします。

1 決定内容

(掲載否の場合の理由)

2 掲載期間等

3 掲 載 料 円

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

別記様式第 2 号（第 8 条関係）